



CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2021 MAR (Vol.47)

CONTENTS

海外事業のマネジメントとガバナンス	2
太陽グラントソントン パートナー 公認会計士 美谷 昇一郎氏.....	2
新興国ニュース 第47回 ベトナム最新ビジネス情報	5
株式会社東京コンサルティングファーム.....	5
【オムニバス法制定によるビジネスへの影響-③】＜インドネシア＞	9
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 加藤 豪氏	9
タイ法務よもやま話 ＜タイ＞	11
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	11
今週の税務会計＜マレーシア＞	13
Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
Managing Director 加藤 芳之氏 (日本国公認会計士)	13
香港の法人税と移転価格税制の概要	15
香港マイツビジネスコンサルティング	15
米国公認会計士 宮本 一氏	15
～with コロナ下での中国子会社管理 2021 年 1 月から非上場子会社の収益認識基準変更～	18
株式会社マイツ 国際事業部 東京中国室.....	18
室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	18



株式会社 中国銀行

岡山県岡山市北区丸の内1-15-20

TEL:086-234-8539

香港支店 cbk_hkbr@fr-chugin.jp

シンガポール駐在員事務所 cbk_sgrep@fr-chugin.jp

ニューヨーク駐在員事務所 cbk_ny@fr-chugin.jp

上海駐在員事務所 cbk_sh@fr-chugin.jp

バンコク駐在員事務所 cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外事業のマネジメントとガバナンス

太陽グラントソントン

パートナー 公認会計士 美谷 昇一郎氏

2018年6月1日付で東京証券取引所が出している『コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～』によれば、「コーポレートガバナンス」とは、会社が株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを意味する、とされています。会社が正しい意思決定を行う仕組みという定義になっていますが、具体的にはどういうことでしょうか。もともと「ガバナンス」という言葉は、「関係者が参加していろいろと協議をし、自律的な合意形成を行うシステム」という意味を持っている概念で、上位者が下位者に対して何らかの命令をしたり指示をしたりすることではないとされています（『ESG経営を強くするコーポレートガバナンスの実践』松田千恵子著より引用）。これを会社運営にあてはめた「コーポレートガバナンス」という考え方も、狭義の会社の所有者である株主と株主から運用を任された資本を元手に企業価値を向上する（資本価値を増やす）ことを目的にした経営活動を任されている経営者との関係において、物理的な距離や企業経営に関する専門知識の問題から株主の代わりに経営者をチェックする取締役会と経営者とが、一緒に企業価値向上に向けて頑張っていこう（自律的な合意形成を行おう）というものです。日本企業の場合、少なからずの会社では取締役会と経営者が同一になってしまっている側面がありますが、本来は、取締役会（所有の代理者）と執行役（経営）は分離されていることが重要で、分離されている中で一つの企業価値向上という目的に向かっていこうとする状態をまさに「ガバナンスが機能している」といいます。

経営者は、株主から資本を預託されてそれを元手にうまく企業経営を行うことで資本価値を増やして株主の期待に応えることを求められている訳で、資本を預託してもらっている以上、預かった資本はきちんと管理されて毀損したりしていないようにマネジメントする必要がありますし、定期的に資本の運用状況について報告をする必要があります（会計責任：アカウンタビリティ）。貸借対照表は貸方が株主からの直接調達および金融機関からの間接調達を示し、借方がその資金の運用状況を示しているというのはまさにアカウンタビリティの本質を表しているといえます。

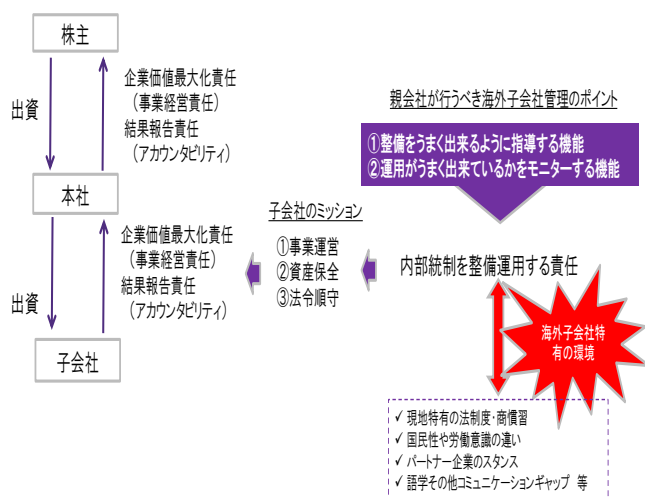
ここまでのご説明で、ガバナンスとマネジメントの違いが少し見えましたでしょうか。ガバナンスとは、会社の所有者と経営者との関係において、適切に経営者が経営していることを所有者の立場から監督することを言います。一方、マネジメントとは、経営者が適切に会社を経営出来るように会社運営の基盤整備を行い、モニタリングと改善を行うことです。前者は内部統制の整備といい、後者は内部統制の運用ともいいます。このガバナンスとマネジメントという2つの概念はしばしば混同されて使われることが少なくないようです。

それでは、今日のテーマであります海外子会社におけるガバナンスとマネジメントの意味を考えたいと思います。海外子会社の株主は親会社、すなわち日本本社になります。したがって、日本本社は海外子会社に対して出資者として子会社の経営者が預けた出資金を元手にきちんと経営を行っているかについて、監督する責任があります。これが、日本本社の海外子会社に対するガバナンスの機能責任になります。監査役監査や監査部による内部監査において、日本国内だけで海外子会社を対象にされていない（やりたくても海外は分らない）という会社では、この海外子会社に対する親会社としてのガバナンスが機能していないこ

とになり、それはすなわち日本本社が株主に対してグループマネジメントが網羅的に実施できていないために、株主から預託をされた資金の一部が適切に監督できていません、と言っていることになります。また、海外子会社に内部監査を実施している場合でも、その多くが子会社の管理オペレーション面での監査チェックを中心とされていて、海外事業戦略リスクや海外特有のカントリーリスクなど海外子会社を取り巻く経営リスクに関するチェックは出来ていないのではないかと思います。前述しましたように、ガバナンスとは出資者が経営者の経営状況を監督チェックすることですから、むしろ海外事業における戦略リスクやカントリーリスクをどのように管理マネジメントを行い、どうコントロールしているのか、の方が重要で株主の関心も大きい事項だといえます。

もう一点重要なことは、海外子会社の子会社社長は子会社のマネジメント責任者であり、出資者である日本本社に対しては会計責任（アカウンタビリティ）を持っているという点をきちんと認識し理解されているでしょうか。日本企業の少なくない海外子会社では、本社より派遣される子会社社長は「営業畑だから、技術畑だから、会社マネジメントなんて経験もないし分からない」「そもそも、派遣される時に上司の事業部長からは事業予算の必達しか言われていないので、子会社管理に関する業務は自分のミッションではない」という方が多いのではないのでしょうか。また、日本本社の方でもこの点は「ある程度仕方ない」で諦めてしまっているのではないのでしょうか。大切なのは、派遣される海外子会社の社長は、これまでのキャリアがどうであれ、一つの会社の社長を拝命された以上は、どこまで出来るかは別問題として、自分が海外子会社のマネジメントの第一責任者であるという自覚を持ちコミットする必要がありますし、日本本社も子会社社長に対しては、そういうミッションを明確に示すべきです。

ただし実際には、海外赴任するまで営業一筋だった人材に急に拠点マネジメントを行うべしというのは、確かに難しいと思います。派遣された方はみなさん相当に努力をされてなんとかマネジメントをこなしておられるかと思いますが、ここで日本本社として重要なのは、①赴任後に拠点マネジメントをスムーズに行ってもらうような赴任前研修制度の充実やマネジメントハンドブックの整備などを行うこと、②赴任後に本社管理責任部署が海外拠点管理に積極的に関与し、拠点管理マネジメントが順調にいくように十分な支援を行うこと、などです。先日、ある会社で海外子会社のマネジメント状況を調査するアンケートを実施されたお話をうかがいました。しかし、そのアンケート項目を拝見しますと、海外子会社で「〇〇は出来ているか」「△△は作成しているか」といった設問ばかりで、海外子会社と日本本社とのコミュニケーションに関する項目は全くありませんでした。こうした調査項目を作成してしまう背景には、日本本社（特に管理責任部署の）の海外子会社マネジメントに対する関心の薄さがあるのではないかと思います。あるいは、海外子会社に対するガバナンス責任とマネジメント責任を混同されていることが原因だとも言えます。また、別の海外子会社の拠点長にお話をうかがうと、日本本社からはいろいろな報告依頼や、監査での指摘事項などはあるものの、拠点マネジメントのレベルを向上させるための指導やアドバイスはほとんどないとも仰っていました。これでは、日本本社としての海外子会社に対する責任を果たしているとは言えず、まさに「拠点任せ」の状態と言えるでしょう。



マでなく、中小企業、中堅企業にこそ真剣に考えて頂きたいところです。なぜなら、中小、中堅企業ほど海外子会社でのトラブルが企業全体の命取りになりかねないからです。

最近の企業不正の事例をみますと、海外子会社において発生しているケースがかなり増えていきます。海外子会社のマネジメント体制は、さまざまな原因により十分でないケースが多いかと思えますし、海外子会社に対する日本本社のガバナンス体制としての海外子会社と日本本社とのコミュニケーションが十分とはいえないケースも多いはずでです。重要なことは、日本本社の海外子会社とのかわりにおけるこの2つの側面をきちんと理解し、整理して、こういった役割をどの部署に発揮させるかを明確にした上で、海外子会社の子会社社長に対する意識付けとノウハウ支援を機能させ、定期的にモニタリングしていくことと言えるでしょう。言い換えますと、海外事業も国内と同様に業務責任の範囲だと日本本社の各人が認識して行動していく組織的センスを実践していくことだとも言えます。海外事業をまったく手掛けていない日本企業は珍しいとも言える現在、こうしたグループマネジメントシステムをしっかりと構築し、機能させていくことは、けっして大企業だけのテ

太陽グラントソントン(グラントソントン加盟事務所)

グラントソントンは、世界130カ国以上・700以上の拠点を有する国際会計事務所ネットワークです。太陽グラントソントン(太陽有限責任監査法人、太陽グラントソントン税理士法人、太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社)が、グラントソントンの日本メンバーとして、国際水準の監査の他、会計、税務、企業経営全般のコンサルティングサービスをご提供しております。

【国内拠点】東京事務所、大阪事務所、神戸オフィス、名古屋事務所、北陸事務所、福井オフィス、富山オフィス
【ジャパンデスク】中国(北京、上海、広州/香港)、インド、インドネシア、シンガポール、タイ、台湾、フィリピン、マレーシア、ベトナム(ホーチミン、ハノイ)、オーストラリア、米国(シカゴ、ニューヨーク、アーバイン)、メキシコ、フランス、アイルランド、英国。

詳細は太陽グラントソントンWebサイトをご覧ください。 <http://www.grantthornton.jp>

新興国ニュース

第47回 ベトナム最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はベトナムの最新情報をお届けいたします。
ぜひご一読ください。

【ベトナム】

今回のトピックは

「2020 年投資法と企業法の改正点について」
です。

今回は、ベトナムの 2020 年改正投資法及び改正
企業法について解説します。改正投資法・企業法
は 2021 年 1 月 1 日より施行されております。2014
年より約 6 年ぶりの改正になります。

前回の 2014 年投資法及び 2014 年企業法と比較
しまして、大幅な構造的変更点はありませんが、
今後のベトナムのビジネスにおいて影響する可
能性がある重要な修正点についてご紹介します。今
回の改正法により、ベトナムでビジネスを行う外
国人投資家にとってより優位な投資環境が期待さ
れること、管理手順やコストの整備によりガバナ
ンスの質向上が見込まれます。特に創造的スター
トアップ企業に対する優遇支援が追加されたこと
や、行政手続きの簡素化などは、ベトナム政府に
よるデジタル化・IT 化促進の期待が込められてい
ます。

《2020 年投資法のポイント》

- ・投資法とは
- ・投資法の改正ポイント

《2020 年企業法のポイント》

- ・企業法とは
- ・企業法の改正ポイント

《2020 年投資法のポイント》

1. 投資法

投資法とは

ベトナムでビジネスを行う企業またはベトナム
に関連するビジネスを行う企業は、投資法に則っ
てビジネスを行うことが必要となります。

投資法とは、ベトナムにおける経営投資活動及
びベトナムから外国への経営投資活動について規
定されている法律です(投資法第 1 条)。

投資法の内容としては、投資登録証明書(IRC)
の規定、投資形態の規定、投資が規制されている
条件や分野、投資が優遇される条件や分野等の規
定などで構成されています。

【設立の際の手続きフローについて（投資登録証明書）】



改正投資法の変更点については下記の通りです。

① 条件付経営投資分野の変更

投資法では、経営投資禁止分野と条件付き経営投資分野の 2 種類の投資分野が定められています。これは、内資企業及び外資企業に共通して適用されます。

経営投資禁止分野及び業種では、そもそも投資活動を行うこと自体が禁止されています。麻薬や人身売買、爆竹事業、後述②で記載している債権回収サービスなどがベトナムにおいて禁止されています。

条件付き経営投資分野・業種は、国防又は国家の治安、社会の秩序又は安全、社会道徳又は市民の健康を理由として、決められた条件を満たす必要がある分野及び業種のことを言います。

2020 年投資法では、条件付経営分野より、フランチャイズサービスや物流サービスなどの合計 22 の経営投資分野が削除されました。一方で新たに追加された事業分野があります。水道、建築サービス、電子識別・認証サービス、輸入書籍の出版など合計 8 の事業分野が条件付経営分野に加えられています。

② 債権回収サービス事業の禁止

2014 年投資法において、債権の取り立てに関するサービスは条件付きの投資分野と規定されていました。2020 年投資法ではベトナム全土において債権の取り立てに関する事業が投資禁止分野となりました。

③ 外資規制分野の制定

①の投資分野規制とは別に外資企業を対象とした外資規制分野の規定が定められています。2020 年投資法により、政府は外資規制分野について定

めるネガティブリストの公表が義務付けられました(投資法第 9 条第 2 項)。これにより外資による実施が禁止される事業並びに外資による実施が条件付きである事業について、詳細が明確化され、外国人投資家にとって条件の確認が容易になることが見込まれます。

④ 投資優遇が認められる事業の追加

2020 年投資法では、投資優遇措置が受けられる事業が新たに追加されました(投資法第 15 条第 2 項)。下記の事業を行う企業は法人税や土地使用料、輸入税及び輸出税を減額することが認められています。

- ・技術移転に関する法令で定める移転奨励技術目録に属する技術移転をするプロジェクト
- ・創造的スタートアップ投資プロジェクト
- ・環境保護に関する法令で定める環境保護の要求に奉仕する、技術、設備、製品、及びサービスを製造・供給する企業
- ・イノベーションセンター及び研究開発センターの投資プロジェクト
- ・中小企業支援に関する法令に従った、中小企業の製品販売チェーンへの経営投資、中小企業支援技術施設、及び中小企業育成施設への経営投資、創造的スタートアップの中小企業をサポートするコワーキングスペースへの経営投資

⑤ 外国投資家の出資比率の引き下げ

2014 年投資法では、外国企業は外国投資家が定款資本の 51 パーセント以上を保有していることが定められていました。2020 年投資法では、外国投資家の保有割合が 50 パーセント以上に引き下げられました。

⑥M&A の事前承認手続

M&A とは企業の合併や買収のことをいいます。外国投資家が現地のローカル企業を買収する際は事前承認手続が必要となります。2014 年投資法では M&A を行うすべての企業を対象として、事前承認手続が求められていました。2020 年投資法では、以下のいずれかの条件に当てはまる場合、事前承認手続が必要となります(2020 年投資法第 26 条)。

対象	M&Aの事前承認が必要	M&Aの事前承認が必要無し
市場参入リストの対象企業	M&Aにより外国投資家の総所有額が増加する場合	投資家間の譲渡の場合
市場参入リストの対象外となる企業	M&Aにより外国資本家の総所有額が増加する場合 かつ、M&A後の外国人投資家の総所有額が50%以下から50パーセント以上となる場合	投資家間で譲渡をする場合や、引き続き50パーセント未満である場合は事前承認の手続きは必要ございません。
諸島部、国境地方、沿岸部地方、国防や治安維持に影響を与える区域に土地使用権証明書を持つ企業	全ての場合	無し

ここでのポイントは、外国投資家の間で譲渡が行われるなどの理由により外国投資家の総所有額が増加しない場合、事前の登録手続は不要となります。また、3 つ目の条件が改正法により新たに追加されました。

⑦投資プロジェクトに関する定期報告制度

2014 年投資法では、投資活動の報告に関して投資局へ月次・四半期・年次での報告が義務付けられていました。2020 年投資法では月次報告が不要となり、四半期・年次のみの定期報告が求められています。

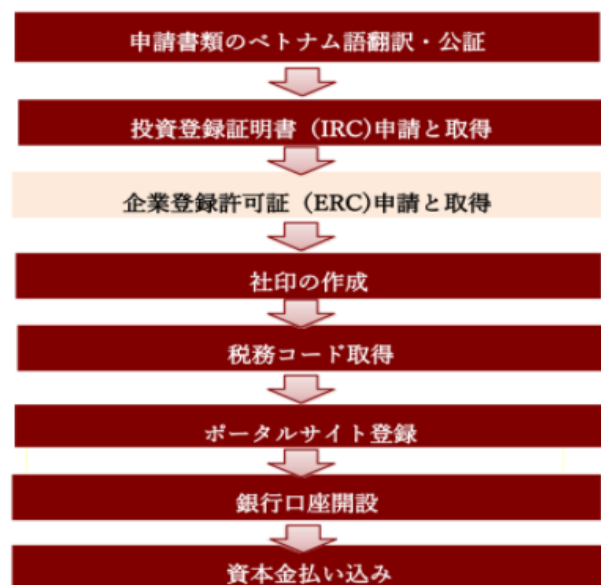
《2020 年企業法のポイント》

2. 企業法

企業法とは

企業法はベトナムにおける企業の種類を定めるものであり、各企業の形態によって義務付けられている機関の設置、社員及び株主の権利と義務、各機関の構成員の資格や権限などを定める法律です。ベトナムで設立する企業は、企業法に従って企業登録証明書(ERC)を取得します。2020 年企業法は企業に対する行政手続の簡素化が図られたこと、さらに既存の法令から整備した内容が盛り込まれている点がポイントです。

【設立の際の手続きフローについて（企業登録証明書）】



改正企業法の変更点については下記の通りです。

①社印印影の登録通知義務の廃止

2014 年企業法では、企業の名称と企業コードが記された会社印の印影を経営登録機関に通知することが義務付けられていました。2020 年企業法では、経営登録機関に通知をすることは不要となり、また電子での署名形式が認められています。

②監査役会の設置の任意化

2014 年企業法では、一人有限会社と二人以上有限会社(出資者が 11 名以上の場合)において監査役会の設置が義務付けられていました。2020 年企業法により、いずれの場合においても監査役会の設置が任意となりました。ただし国営企業に関しては引き続き監査役会の設置が義務付けられています。

③社員総会の議事録について

2020 年企業法では、議長、議事録作成者が議事録に署名を拒否する場合の規定が追加されました。議長、議事録作成者が議事録の署名を拒否する場合、社員総会に出席した他の社員全員が署名することで、議事録の効力が認められています。その場合、議長及び議事録作成者が署名を拒否したことを議事録に明記することが必要となります。

④国営企業の定義

2014 年企業法では、「国営企業」を国が定款資本の 100 パーセントを保有する企業と定義されていました。2020 年企業法では、国が定款資本又は議決権付株式数の 50 パーセントを超えて保有する企業であると定義が変更されています(2020 年企業法第 4 条)。

《最後に》

以上、2020 年改正投資法及び企業法の改正ポイントについて、紹介しました。

今回述べました改正投資法及び改正企業法は、2021 年 1 月 1 日より施行されています。既存の法律と比較して曖昧な部分の明確化、並びに各法律の整備によりこれまで以上にガバナンスの強化が見込まれます。また、改正労働法につきましても 2021 年 1 月 1 日に施行されていることから、各企

業においては、改正投資法、改正企業法と併せて変更点や追加事項を確認されるのが望ましいと考えます。各改正法に関しては、2021 年以降も関連する新しい通達や法令、細則などが発布されることが考えられますので、法令のアップデートに備え、情報収集をしておくことが肝要です。

以 上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先: f-info@tokyoconsultinggroup.com

【オムニバス法制定によるビジネスへの影響-③】 ＜インドネシア＞

PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ)

加藤 豪氏

オムニバス法制定によるビジネスへの影響についての各論点をみてきましたが、今回はオムニバス法細則についてです。

2020 年 11 月に公布されたオムニバス法に関連する細則として、45 の政令と 4 つの大統領令が 2 月に公布・施行されました。もともと、オムニバス法上では、「詳細は別途大臣令で定める」などとしている文言が多く、細則は 2021 年 2 月 2 日までに定められることになっていました。

実は、実際に細則が公布されたのは、期日から遅れて 2 月 21 日だったのですが、政府は 2 月 2 日のバックデートで公布・施行するという暴挙に出ました。中には効力の有効日をオムニバス法施行日(20 年 11 月 2 日)に遡っている規定もありますので、対応を迫られる企業も多いと思います。この細則のうち、特に影響が大きそうなものをみていきたいと思います。

＜国外源泉所得について＞

オムニバス法のなかで、「一定の要件」を満たす外国人について、国外源泉所得を確定申告に含めなくてよいとあり、日本の役員も兼任しているような駐在員については、外国税額控除の手続きを省けるメリットが期待されていました。この「一定の要件」が別途細則で定められることになっていたため、注目されていました。しかし細則では、25 種の高度専門人材に限られており、また、外国の公的機関から発行された資格証明などで技能を

証明する必要がある、ほとんど対象者がいないと思われます。したがって、原則としては日本で役員の方も、いままで通り役員報酬を含む所得を合算したうえで、外国税額控除を受ける処理が必要となります。

＜契約報奨金について＞

法定退職金は、オムニバス法で正社員に対する退職金金額の計算が一部改訂され、実質減額となりました。その一方で、今回の細則で契約社員に対する「契約報奨金」が新設・明記されました。契約終了または満了時に支払われ、勤続 12 か月で固定給 1 か月分、12 か月未満の場合は月割りで支給することになります。

既存の契約社員に対しても有効となり、起算日はオムニバス法の施行日の 20 年 11 月 2 日となります。なお、契約社員との契約は最大 5 年までとなるため、最大で固定給 5 か月分を支給する必要があります。5 年までなら契約期間を柔軟に設定できるようになった一方で、場合によっては正社員を登用するよりもコストが高くなるため、対応を迫られる企業も多いと思われます。

また、前述の通り起算日が 20 年 11 月 2 日となるため、この間に契約が終了または満了した契約社員から請求を受けた場合、支払う必要が出てきそうです。

＜退職金の計算について＞

法定退職金は、退職手当、勤続功労金、損失補償金の 3 階建てになっており、このうち退職手当は雇用関係の終了事由によって、倍率が決められています。たとえば、8 年勤続した従業員の退職手当は 9 か月分となりますが、オムニバス法以前では合理化を目的とした整理解雇の場合は、2 倍

となるので、9 カ月×2 倍 = 18 か月の退職金支給が必要でした。この倍率が、一部の事由について小さくなりました。つまり経営者よりに改訂されたこととなります。主な変更点は以下の通りです。

組織変更(大株主の変更等)：1 倍⇒0.5 倍

合理化による解雇（赤字状態によるもの）
：1 倍⇒0.5 倍

合理化による解雇（いわゆる整理解雇）
：2 倍⇒1 倍

破産：1 倍⇒0.5 倍

警告書発行による懲戒解雇：1 倍⇒0.5 倍

定年退職（適格年金未加入者）：2 倍⇒1.75 倍

ただし、多くの企業では就業規則で 2003 年労働法に基づく退職金を明記してしまっています。そういったケースでは、就業規則を改訂するまでは、2003 年労働法の退職金計算が引き続き有効となります。

以上

◆Bridge Note のご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia（マイツグループ）

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3. 3
Jl. Mega Kuningan Lot 8. 6-8. 7 Jakarta Selatan
12950

E メール：go-kato@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・
労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販
売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディー
デリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入
いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な
多言語のクラウド会計システムです。会計業務の
コスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方は
ぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、
貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

タイ法務よもやま話 <タイ>

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

アジアアライアンスパートナー (AAP) の弁護士の萩野です。今回は AAP より「タイ法務よもやま話」というタイトルで、タイの法律に関する話をやわらかく、でも少しマニアックにお伝えさせていただければと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

[タイトル：取締役会は機関？それとも会議？]

▼Help !

こんにちは、弁護士の萩野です。新型コロナウイルスのパンデミックのあおりを受けて日タイ間（そして日中間）の往来が非常に困難となり、ここ数年ではおよそ考えられないほど長い期間日本に滞在しています。

そんなある夜、日本の自宅で執務していると、バンコクの同僚から「萩野さん、助けてください」とのメールが飛び込んできました。聞けば、その問題の中心は、取締役会の理解にかかわるもののように…。

▼日本における取締役会の位置づけ

日本の株式会社における取締役会とは、会社の業務遂行に責任を負う会社の「機関」です（会社の機関には、取締役会のほか、株主総会及び監査役（会）があります。）。なお、かつては、株式会社には必ず取締役会が置かれることになっていましたが、現在の日本の「会社法」では取締役会を設置しない株式会社も認められています。もっとも、おそらくタイの日系企業の親会社については、そのほとんどが取締役会を設置しているでしょう。

なので、「取締役会」が存在するということについては、読者の皆様におかれてももはや常識であるといえるでしょうし、会社の運営に関連して必要となる「機関決定」についても、「会社の機関としての取締役会の意思表示としての決定」を意味するのが通常です。

そして、ここからは少し説明が難しいのですが、このような「機関決定」は、必ずしも「物理的に開催された取締役会の個々の会議（及びその議決）という行為そのもの」を意味するものではないと考えます。というのも、「機関決定」とは、あくまでも（物理的行為としての）取締役会の個々の会議を経てなされる意思表示であると解されるからです。この点、日本では「機関」についても「個々の会議」についても「取締役会」といってしまうことが多いため両者を混同しがちですが、中国では前者を「董事会」、後者を「董事会会議」と明確に使い分ける傾向にあり、むしろこちらの方が分かりやすいと言えます。

▼タイに取締役会はあるの？

それでは、タイではどうなっているのでしょうか？おそらく大部分の日系企業が採用しているであろう企業形態である非公開会社（บริษัทจำกัด）については、会社の業務執行を担う機関として、取締役（กรรมการ）が記載されているに過ぎません（民商事法典第 1144 条）。なお、日本の某大手法律事務所によるタイ法務に係る書籍の中には、同条におけるを กรรมการ もって「取締役会」と記載しているものがありますが、実際に機関としての取締役会の設置が義務付けられている公開会社（บริษัทมหาชนจำกัด）においては、取締役会をคณะกรรมการ（คณะ は、「団体」を意味します。）と記載している（公開会社法第 67 条）ことからしても、残念ながら誤った記載であると言わざるを得ません（ただ、当該事務所の名誉のために言

えば、大手の企業を取扱うまともな日本の弁護士ならば、そう書いてしまうのはむしろ自然な感覚であることは間違いありません。

何はともあれ、タイの非公開会社においては機関としての取締役会が存在せず、その機能は個々の取締役が担うという理解にならざるを得ず、この感覚は日本の通常の会社の感覚とは少し異なってくるわけです。

そういった中でタイにおける「機関決定」をどのように理解すればよいかということも問題となりますが、結局のところ、「会社の機関である個々の取締役の（多数決による）コンセンサス」と位置付けるしかないように思います。この点、「機関としての1つの意思表示」である日本の取締役会における「機関決定」とは、（得られる内容はほぼ同じであるとしても）その性質は似て非なるもの、と考えざるを得ません。

なお、このような個々の取締役による物理的な会議については、民商事法典上、文字どおり「取締役の会議」（ประชุมกรรมการ）と記載されています（例として民商所法典第1161条）が、この言葉をもって「機関としての取締役会」（中国でいうところの「董事会」）ないしは『「機関としての取締役会」の会議』（中国でいうところの「董事会会议」）と同義でないことは、民商事法典の規定ぶりからしても明らかです。

▼「取締役」、「取締役会」、そして「取締役の会議」

少し抽象的な議論に終始してしまいました。また、「結局そんなに変わらないのに何をごちゃごちゃ言っているのか」というお叱りの声も聞こえてきそうです。

ただ、この、取締役=กรรมการ、取締役会=คณะกรรมการ、そして取締役の会議=ประชุมกรรมการ とは、タイ法上明確に使い分けられており、日本の感覚と必ずしも完全にフィットしない、ということは、心の片隅に留めていただければ、と思います。

そして、このような正確な理解を皆様に提供するためにも、現地語の一層の研鑽が必要であると、私自身改めて身が引き締まる思いです。

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

Asia Alliance Partner は2004年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

今週の税務会計＜マレーシア＞

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director 加藤 芳之氏

(日本国公認会計士)

＜ポイント＞

- オンラインの観光税
- 不動産譲渡益税の改正

＜観光税と印紙税＞

N子：加藤さん。今日も引き続き、2021 年度予算に係る税制改正に関するお話をお願い致します。

加藤：はい。

N子：今日のテーマは何ですか？

加藤：はい。ちょっとマイナーな話になるかもしれませんが。

N子：まあ、小さいことも大切ですからね。

加藤：そうですね。では、まずは観光税です。

N子：はい。

加藤：今回の改正で、オンラインプラットフォームプロバイダーを通じて、登録済み宿泊施設運営者に直接予約する観光客に、観光税が課せられることになりました。

N子：元々は要らなかったんですね？

加藤：その様ですね。ただ、コロナ渦の対策として、2021 年 6 月 30 日まで観光税自体が凍結されているため、発効は 2021 年 7 月 1 日からになるそうです。

N子：なるほど。

加藤：はい。次に、これは日本人の皆さんには関係ありませんが、印紙税に関する改正もありました。

N子：どんな改正でしょう？

加藤：はい。人生で最初の住宅用不動産を購入する場合、譲渡契約書およびローン契約書に対する印紙税を 100%免除するという措置が元々ありました。

N子：はい。

加藤：この対象となる不動産の価値が、RM300,000 から RM500,000 に引き上げられます。

N子：なるほど。より広くインセンティブを受けられるということですね？

加藤：その通りです。2021 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの間に締結される売買契約について有効となります。

N子：良く分かりました。

＜不動産譲渡益税＞

加藤：次に、不動産譲渡益税に関する改正の話を致します。

N子：はい。

加藤：不動産譲渡益税というのは、文字通り、不動産を譲渡した際の利益に課税される税金です。

N子：損した場合はかからないんですね？

加藤：そういうことです。

N子：はい。

加藤：その中でも「買い手による留保金の見直し」というテーマで話をします。

N子：難しそうですね。

加藤：ちょっとややこしいんですが。一般的に、不動産譲渡が行われた場合、買い手は、売買価格の 3%を留保して税務当局に送金する責任があるんです。

N子：税金の取り漏れを防ぐためですね？

加藤：そうです、そうです。源泉税みたいなものですね。売り手にとっての前払い税金になります。

N子：なるほど。

加藤：ただ、この留保金が、3%ではなく 7%にな

るケースがあるんです。

N子：怪しい取引についてですか？

加藤：怪しい取引ではないんですが、ざっくり言う
と外国人や外国企業というところでしょう
うか。

N子：なるほど、なるほど。

加藤：売り手が非市民、非永住者、またはマレー
シア国外で設立された会社である場合、留
保金は売買価格または処分価値の 7%（い
ずれか少ない方）になります。

N子：なるほど。

加藤：今回の改正で Finance Bill 2020 曰く、売
り手が、市民でも永住者でもない故人の遺
言執行人である場合、7%の留保金を課す
という改正が為されました。

N子：なるほど。

加藤：外国人の場合と同等に扱うという事ですね。

N子：なるほど。良く分かりました。ありがとう
ございました。

出所：NNA

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・
アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出
の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面
をサポートしています。2020 年に独立し、現在の
KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地
進出支援を展開している会計系コンサルティング
会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・
税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・
監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせ
て頂きます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が
抱える税務リスクをトータルにサポートさせて
頂きます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動
産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサ
ポートさせて頂きます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそ
できるサービスを提供させて頂きます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No. 12, Persiaran
Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah
Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

香港の法人税と移転価格税制の概要

香港マイツビジネスコンサルティング

米国公認会計士 宮本 一氏

香港では12月以降、新型コロナウイルスの感染が広がり飲食店などが午後6時以降の営業停止となるなど、厳しい規制が敷かれていましたが、徐々に感染者数も下火になり規制も解除されつつあります。ただ、国境をまたぐ移動に対しては非常に厳しい規制が課せられており、現在の水際対策で外国から戻ってきた香港居民は21日間の強制検疫（指定ホテル）を受けなければなりません。観光ビザでの入国は出来ない状態が続いています。この条例は今年の9月30日まで延長されることになりました。SARSの苦い経験を持つ香港は、重要な収入源である観光客の受け入れを先伸ばしにしても、感染拡大の抑制を最優先にしていることがよく分かります。

一方で、香港政府は新型コロナウイルスワクチンの供給を既にスタートしており、上海復星医薬とアメリカのファイザー、ドイツのビオンテックが共同開発したワクチンの最初の100万回分の投与が開始されています。イギリスのアストラゼネカからも750万回分を取得する方向で交渉しており、将来的に大部分の香港市民が無料で接種できるよう動いています。今年の半ばにかけてワクチンが広く接種されるようになれば流行に歯止めがかかり、経済の回復も期待できることでしょう。

今年はどこの法人も経営が厳しいとはいえ、税金面で見ると香港は日本や諸外国に比べ税率が低く設定されています。本日は法人税に関してご紹介します。

<法人税>

日本の法人税に相当する事業所得税（Profit Tax/法人利得税）の基本税率は16.5%です。以前の法人税は一律16.5%でしたが、2018年3月より導入された軽減税率で、同年4月以降の会計年度から2段階の税率措置となりました。

- ・200万香港ドル以下の利益に対する税率は8.25%
- ・200万香港ドル以上の利益に対する税率は16.5%

税金対策で会社を分散させることを防ぐため、グループ会社がいくつかある場合は、グループ内のうち1社だけが軽減税率の適用対象となります。一律16.5%から半分の8.25%になったことで、中小企業や起業したばかりの企業にとっては非常にありがたい施策となりました。また、パートナーシップを含む個人事業主の場合は下記の税率となっています。

- ・200万香港ドル以下の利益に対する税率は7.5%
- ・200万香港ドル以上の利益に対する税率は15%

<申告・納税>

個人所得税の課税年度は「2020/2021」などの名称で表され「2020年4月1日～2021年3月31日」が課税期間です。毎年4月に税務局から申告用紙が送付されますので、期限内に記入して申請する必要があります。その後、賦課決定通知書（Notice of Assessment）が送付されるので、その決定額を納めるという流れになります。

法人税については以下の表の通り、決算月によって3つの申告期限が設けられています。一般的な12月末決算、3月末決算の場合は税務申告まで

8 ヶ月の猶予が与えられています。この期限内に財務諸表の作成、監査手続きを済ませ、税務申告書の提出が必要です。

Accounting Date	Extended Due Date	Electronic Filing Extended Due Date
N Code (Accounting Date between 1 April to 30 November)	30 June 2020	14 July 2020
D Code (Accounting Date between 1 to 31 December)	17 August 2020	31 August 2020
M Code (Accounting Date between 1 January to 31 March)	16 November 2020	30 November 2020

<移転価格税制>

移転価格税制は、親会社が海外の子会社に対しての取引を、第三者に対する取引と同様の条件で取引するためのルールです。

日本では 2016 年税制改正によって文書化ルールが整備されましたが、香港でも同じく OECD 移転価格ガイドラインに沿って導入されました。香港にある日系企業は本国側の移転価格文書作成ルールと整合性が取れるように注意しながら準備する必要があります。

香港における最初の移転価格税制は、2018 年 7 月より施行されました。これにより香港政府は、移転価格文書要件を初めて公式に取り入れ、移転価格文書の三層構造要件（マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書）を採用することを決めました。2019 年 7 月に香港税務局は、税務条例解釈及び執行ガイドライン DIPIN58、DIPIN59、DIPIN60 を公表しました。これらはそれぞれ移転価格文書（DIPIN58）、関連者間の移転価格（DIPIN59）、香港の恒久的施設への帰属利益等を含めた移転価格に関連するガイドライン（DIPIN60）のことです。

特に DIPIN58 ですが、もし文書で取引価格に公平性があることが証明できなければ、利益計上漏れとして申告額を修正しなければならず、後になってから追徴課税される可能性も出てきます。そのため企業はマスターファイル、ローカルファイルを作成し、7 年保存する必要があります。また、マスターファイル、ローカルファイルは事業年度末から 9 ヶ月以内に作成しなければなりません。要請がなければ提出の義務はありません。文書は移転価格調査の際には企業側の努力やコンプライアンスに対する姿勢を示す材料になり、文書化を行っていないと 50～75%の加算税が課せられることとなりますので注意が必要です。

ただし小規模の法人が文書を作成するには負担
が大きいため免除基準があります。

①事業規模

（下記の2つ以上を満たす場合、マスターファイ
ルおよびローカルファイルの作成が免除される）

- ・ 年間総収入…4 億香港ドル以下
- ・ 総資産額…3 億香港ドル以下
- ・ 平均従業員数…100 名以下

②関連者間取引の規模

（取引種類の関連者取引金額が下記を満たす場
合、ローカルファイルが免除される）

- ・ 有形資産取引… 2.2 億香港ドル以下
- ・ 金融資産取引…1.1 億香港ドル以下
- ・ 無形資産取引…1.1 億香港ドル以下
- ・ その他の取引…4400 万香港ドル以下

今回は香港の法人税と移転価格税制についてご
紹介をさせて頂きました。香港法人に関するご相
談等がございましたら、こちらからお気軽にお尋
ね下さい。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、
人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービ
スをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有してお
り、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可
能。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong
Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

U R L : <http://www.myts.co.jp>

～with コロナ下での中国子会社管理 2021 年 1 月から非上場子会社の収益認識基準変更～

株式会社マイツ 国際事業部 東京中国室

室長 米国公認会計士 古谷 純子氏

～with コロナ下での中国子会社管理 2021 年 1 月から非上場子会社の収益認識基準変更～

2018 年 1 月 1 日に施行された「企業会計準則 14 号 - 収入」は、今年 1 月から“新準則”を適用する全ての非上場子会社が適用対象となっています。

(本稿は、2020 年 10 月号の JP マイツ通信を本ニュースレターとして、再編集したものです。)

日本では 2021 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度の期首から、上場企業等に対しては新収益認識基準が強制適用となりますが、中国では IFRS（国際会計基準）第 15 号を同様に踏まえた、「企業会計準則 14 号 - 収入」が日本よりも一足先に、本年 1 月から適用開始となっています。

まず「企業会計準則-基本準則ⁱ」は IFRS へのコンバージェンス（統合）を目的として 2007 年 1 月 1 日以降の開始事業年度から中国の上場企業に適用され、同基本準則に対する具体準則が公布、改正されています。そして、具体準則の一つ、改正「企業会計準則 14 号 - 収入（以下“第 14 号”と表記）ⁱⁱ」は下表の通り、企業規模により順次、適用対象が拡大され、2021 年 1 月 1 日からは企業会計準則を採用する日系企業の殆どが該当する、全非上場企業にも適用が開始されました。第 14 号により収益認識基準等が変更され実務的な影響も生じ得る為、中国子会社が同適用対象且つ未対応の状況であれば、至急の検討、対応が必要となり注意が必要です。詳細は以下の通りです。

■ 収益認識基準等の変更を要する対象子会社：

中国の現地法人が採用する会計基準には主として以下 2 種類があり、企業会計準則（以下、“新準則ⁱⁱⁱ”）を採用する中国子会社が、本稿の対象企業となります。

	特徴	関連規定
1 企業会計制度 (旧準則の体系)	旧「企業会計準則」下での会計処理方法を定めたもの	財会「2000」25 号
2 新準則	IFRS（国際会計基準）との同等性維持を目指すもの	基本準則：財政部令第 33 号、同第 76 号 具体準則：財会「2006」第 3 号ほか

尚、中国政府は新準則の採用を奨励しており、将来的には会計基準は新準則と、2011年に公布された小規模企業向けにより簡便な会計処理を容認する「小企業会計準則」^{iv)}に統一されるものと考えられます。次に、新準則を採用する企業において、新収益認識基準は以下のスケジュールでの採用が求められており、一部企業では既に強制適用対象ですが、下表の通り、殆どの日系企業は2021年1月から開始、またその早期適用も認められていました。

対象企業	強制適用開始日
中国国内外の上場企業	2018年1月1日
中国国内の上場会社	2020年1月1日
中国国内の非上場企業	2021年1月1日

■ 収益認識基準の変更内容

新収益認識ルールでは、以下の5ステップ・アプローチにより、支配移転の枠組みを構築し、例えば同一契約書であっても個々の履行義務を識別する（例えば、販売とサービスがあればそれぞれの履行義務に応じて識別、価格を配賦する）など、個々の取引実態を重視した収益認識を行います。



特に⑤履行義務の充足について、第14号では“契約に基づく履行義務、すなわち顧客が関連商品（特定の財または役務）に対する支配権を取得した場合に（収益を）認識”し、また“支配権の取得”とは“当該商品の使用並びにほぼ全ての経済的利益の取得を指す”旨が定められています^{v)}。言い換えれば、商品の所有権上の主要なリスクと報酬（経済価値）の買手への移転等に基づく“支配の移転”を収益認識の要件とするなど、重要な変更が加えられています。

尚、上述の通り、2022年4月期より、日本でも新収益認識基準が適用開始^{vi)}となりますが、日本・中国共に、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収入」^{vii)}の施行を改定の背景としている為、上記の5ステップ・アプローチや支配の移転を収益認識時点とする旨、及び収益認識判定の具体的指標は、共に基本的にIFRS第15号を踏襲しています。

■ 留意事項

これまで「出荷基準」により収益を認識していた企業は、新収益認識基準では「履行義務の充足」が求められ、商品の所有権・リスクの移転や役務提供完了時点で収益を認識すべきとの観点から、今般、新収益認識基準に移行した場合、「検収基準」や「引渡基準」への変更を要する可能性など、親会社としても現地法人の実務を確認する必要があるでしょう。また、中国独自の「発票基準」、すなわち発票発行時点による収益認識は、（従来の）発生主義とは異なる為、改めて正しい収益認識への検討、対応が求められると考えられます。



また、「企業会計準則第 21 号 - リース（以下“第 21 号”と表記）」も非上場企業に対して同日適用されており、例えば短期リースの免除や少額資産の免除に該当するもの以外、IFRS 同様に、リース契約でなくとも規定要件に該当すれば、実質的なリースとしてオンバランスが必要となる等の重要な変更事項にも併せて留意が必要です。

もし新準則の採用企業にもかかわらず、収益認識基準の変更への対応が未済の場合、既に適用開始の状況ですので、早急に確認の上、検討や対応が必要となりますので、くれぐれもご注意ください。

-
- ⁱ 基本準則の詳細は財政部令第 33 号及び同 76 号（基本準則（2014））は、財政部会計準則委員会 HP 上の下記 URL の通り。
URL：<https://www.casc.org.cn/2018/0815/202817.shtml>、<https://www.casc.org.cn/2018/0815/202818.shtml>
- ⁱⁱ 第 14 号（财会「2017」22 号）の詳細は、下記 URL の通り。
URL：<https://www.casc.org.cn/2018/0815/202799.shtml>
- ⁱⁱⁱ “新準則”に対し、“旧準則”すなわち旧「企業会計準則」は财会「2015」3 号により廃止となったが、旧準則下の会計処理要領ともいふべき「企業会計制度」（上表 1）は依然として有効であり、相応数の日系企業が現在も採用している。
- ^{iv} 小企業会計準則の詳細は「小企業会計準則」の通知（财会「2011」17 号）を参照のこと。
URL：<https://www.casc.org.cn/2011/1118/203738.shtml>
- ^v 第 14 号（第二章認識：第 4 条～第 13 条）等を参照のこと。
- ^{vi} 詳細は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号）を参照のこと。下記 URL の通り。
URL：https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/accounting_standards/y2020/2020-0331-01.html
- ^{vii} 原文は下記 URL の通り。
URL：<https://www.ifrs.org/issued-standards/list-of-standards/ifrs-15-revenue-from-contracts-with-customers/>

マイツグループ

日本国内に 3 拠点（東京、大阪、京都）、中国全土に 10 拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】：<http://www.myts.co.jp>

【TEL】03-6261-5323／【FAX】03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら） Email：yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。